

富山市教育委員会 3 月定例会 資料

八尾小学校、檜尾小学校の統合について

[学校再編推進課]

- 1 檜尾小学校について、令和6年3月31日で廃止し、同年4月1日から八尾小学校に統合する。
- 2 統合後の八尾小学校の通学区域については、現在の八尾小学校と檜尾小学校の通学区域を合わせた区域とする。

令和5年4月行政組織の一部改正等に伴う 富山市教育委員会行政組織規則等の一部改正について

[教育総務課] [学校再編推進課] [学校教育課]
[各教育行政センター] [大沢野生涯学習センター]

(1) 趣旨

効果的かつ効率的な業務執行体制を構築するため、現行の4つの教育行政センター（大沢野、大山、八尾、婦中）を集約し、大沢野地域に1つの教育行政センターを設置するとともに、大沢野生涯学習センターを廃止するもの。また、業務執行体制の更なる強化を図るため、学校再編推進課所管の学校設置及び廃止・通学区域審議会に関する事務を教育総務課に移管するとともに、これらに伴う関係規則及び規程を整備するもの。

改正等を行う規則及び規程

- ① 富山市教育委員会行政組織規則
- ② 富山市教育委員会事務専決規程
- ③ 富山市教育委員会文書取扱規程
- ④ 富山市教育委員会公印規程

(2) 改正等の内容

- ① 富山市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則
 - ・ 行政組織の一部改正（教育行政センターの集約及び大沢野生涯学習センターの廃止）に伴うもの
 - ・ 分掌事務の見直し及び明文化に伴うもの
 - ・ その他軽微な修正
- ② 富山市教育委員会事務専決規程の一部を改正する訓令
 - ・ 行政組織の一部改正（教育行政センターの集約）に伴うもの
- ③ 富山市教育委員会文書取扱規程の一部を改正する訓令
 - ・ 行政組織の一部改正（教育行政センターの集約及び大沢野生涯学習センターの廃止）に伴うもの
- ④ 富山市教育委員会公印規程の一部を改正する訓令
 - ・ 行政組織の一部改正（教育行政センターの集約）に伴うもの

(3) 施行期日

令和5年4月1日

富山市教育委員会行政組織規則の一部改正新旧対照表

現行	改正案
<p>目次 (略)</p> <p>第1条～第6条 (略)</p> <p>(分掌事務)</p> <p>第7条 各課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>教育総務課</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4)</u> (略)</p> <p><u>(5)・(6)</u> (略)</p> <p><u>(7)</u> (略)</p> <p><u>(8)・(9)</u> (略)</p> <p><u>(10)～(12)</u> (略)</p> <p>学校再編推進課 (略)</p> <p>(1) <u>学校の設置及び廃止並びに</u>学校再編に関する事項</p> <p>(2)～(4) (略)</p>	<p>目次 (略)</p> <p>第1条～第6条 (略)</p> <p>(分掌事務)</p> <p>第7条 各課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>教育総務課</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4) 儀式及び表彰に関する事項</u></p> <p><u>(5)</u> (略)</p> <p><u>(6) 文書及び規則等に関する事項</u></p> <p><u>(7)・(8)</u> (略)</p> <p><u>(9) 職員団体に関する事項</u></p> <p><u>(10) 教育の振興のための施策に関する基本的な計画に関する事項</u></p> <p><u>(11)</u> (略)</p> <p><u>(12) 学校の設置及び廃止に関する事項</u></p> <p><u>(13)・(14)</u> (略)</p> <p><u>(15) 富山市通学区区域審議会に関する事項</u></p> <p><u>(16)～(18)</u> (略)</p> <p>学校再編推進課 (略)</p> <p>(1) 学校再編に関する事項</p> <p>(2)～(4) (略)</p>

(5) 富山市通学区区域審議会に関する事項

学校施設課 (略)

学校教育課

(1)～(10) (略)

(11)・(12) (略)

学校保健課 (略)

生涯学習課 (略)

第8条・第9条 (略)

(設置)

第10条 出先機関として、事務局に教育行政センター、民俗民芸村管理センター、埋蔵文化財センター及び大沢野生涯学習センターを置く。

(教育行政センターの名称及び位置)

第11条 教育行政センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
<u>富山市大沢野教育行政センター</u>	富山市高内333番地
<u>富山市大山教育行政センター</u>	富山市上滝525番地
<u>富山市八尾教育行政センター</u>	富山市八尾町福島151番地
<u>富山市婦中教育行政センター</u>	富山市婦中町速星754番地

2 教育行政センターの事務を処理させるため、管理係を置く。

第2節 分掌事務

(大沢野教育行政センター)

学校施設課 (略)

学校教育課

(1)～(10) (略)

(11) 富山市教育支援委員会に関する事項

(12) 富山市いじめ問題対策連絡協議会及び富山市教育委員会いじめ問題

対策委員会に関する事項

(13)・(14) (略)

学校保健課 (略)

生涯学習課 (略)

第8条・第9条 (略)

(設置)

第10条 出先機関として、事務局に教育行政センター、民俗民芸村管理センター及び埋蔵文化財センターを置く。

第11条 削除

第2節 分掌事務

(教育行政センター)

第12条 富山市大沢野教育行政センターは、次に掲げる事務を分掌する。

(1)～(13) (略)

(14) 大沢野生涯学習センター、公民館及び猪谷関所館との連絡に関する事項

(大山教育行政センター)

第13条 富山市大山教育行政センターは、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 学校の予算、経理及び物品管理に関する事項
- (2) 教育行政の相談に関する事項
- (3) 学校施設の整備計画及び建設に関する事項
- (4) 学校の用に供する教育財産(物品を除く。)の取得、管理及び処分に関する事項
- (5) 生徒、児童及び幼児の入学、転学及び退学に関する事項
- (6) 学校の保健指導に関する事項
- (7) 学校給食に関する事項
- (8) 学校との連絡に関する事項
- (9) 生涯学習の普及及び推進に関する事項
- (10) 社会教育関係団体に関する事項
- (11) 文化財(埋蔵文化財センター所管に係るものを除く。)の保護管理に関する事項
- (12) 社会教育施設の整備計画及び建設に関する事項

第12条 教育行政センターは、次に掲げる事務を分掌する。

(1)～(13) (略)

(14) 公民館、大山歴史民俗資料館、八尾化石資料館及び猪谷関所館との連絡に関する事項

2. 教育行政センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
富山市教育行政センター	富山市高内333番地

3. 教育行政センターの事務を分担処理させるため、学校教育係及び生涯学習係を置く。

第13条から第16条まで 削除

- (13) 公民館活動の支援に関する事項
- (14) 公民館及び大山歴史民俗資料館との連絡に関する事項
(八尾教育行政センター)
- 第14条 富山市八尾教育行政センターは、次に掲げる事務を分掌する。
- (1) 学校の予算、経理及び物品管理に関する事項
 - (2) 教育行政の相談に関する事項
 - (3) 学校施設の整備計画及び建設に関する事項
 - (4) 学校の用に供する教育財産(物品を除く。)の取得、管理及び処分に関する事項
- (5) 生徒、児童及び幼児の入学、転学及び退学に関する事項
- (6) 学校の保健指導に関する事項
- (7) 学校給食に関する事項
- (8) 学校との連絡に関する事項
- (9) 生涯学習の普及及び推進に関する事項
- (10) 社会教育関係団体に関する事項
- (11) 文化財(埋蔵文化財センター所管に係るものを除く。)の保護管理に関する事項
- (12) 社会教育施設の整備計画及び建設に関する事項
- (13) 公民館活動の支援に関する事項
- (14) 公民館及び八尾化石資料館との連絡に関する事項
(婦中教育行政センター)
- 第15条 富山市婦中教育行政センターは、次に掲げる事務を分掌する。
- (1) 学校の予算、経理及び物品管理に関する事項

- (2) 教育行政の相談に関する事項
- (3) 学校施設の整備計画及び建設に関する事項
- (4) 学校の用に供する教育財産(物品を除く。)の取得、管理及び処分に関する事項
- (5) 生徒、児童及び幼児の入学、転学及び退学に関する事項
- (6) 学校の保健指導に関する事項
- (7) 学校給食に関する事項
- (8) 学校との連絡に関する事項
- (9) 生涯学習の普及及び推進に関する事項
- (10) 社会教育関係団体に関する事項
- (11) 文化財(埋蔵文化財センター所管に係るものを除く。)の保護管理に関する事項
- (12) 社会教育施設の整備計画及び建設に関する事項
- (13) 公民館活動の支援に関する事項
- (14) 公民館との連絡に関する事項

第16条 削除

(民俗民芸村管理センター)

第17条 民俗民芸村管理センターは、次に掲げる事務を分掌する。

- (1)～(3) (略)
- (4) 富山市民俗民芸村運営委員会に関する事項

2 (略)

第18条 (略)

(大沢野生涯学習センター)

(民俗民芸村管理センター)

第17条 民俗民芸村管理センターは、次に掲げる事務を分掌する。

- (1)～(3) (略)
- (4) 富山市民俗民芸村運営協議会に関する事項

2 (略)

第18条 (略)

第 1 9 条 大沢野生生涯学習センターは、所の運営に関する事務を分掌する。

第 2 0 条～第 3 2 条 (略)

(猪谷関所館)

第 3 3 条 猪谷関所館は、館の運営に関する事務を分掌する。

(大山歴史民俗資料館)

第 3 4 条 大山歴史民俗資料館は、館の運営に関する事務を分掌する。

第 3 5 条 削除

(八尾化石資料館)

第 3 6 条 八尾化石資料館は、館の運営に関する事務を分掌する。

(猪谷関所館)

第 3 7 条 (略)

(出先機関に置く職及び職務)

第 3 8 条 次の表の左欄に掲げる組織にそれぞれ中欄に掲げる職を置き、その職務は右欄に掲げるとおとする。

組織	職	職務
(略)	(略)	(略)
埋蔵文化財センター	所長	上司の命を受け、埋蔵文化財センターの事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
<u>大沢野生生涯学習センター</u>	<u>所長</u>	<u>上司の命を受け、所の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。</u>

2 前項に規定するもののほか、次の表の左欄に掲げる組織にそれぞれ中欄に掲げる職を置くことができ、その職務は右欄に掲げるとおとする。

出先機関	職	職務
------	---	----

第 1 9 条 削除

第 2 0 条～第 3 2 条 (略)

(大山歴史民俗資料館)

第 3 3 条 大山歴史民俗資料館は、館の運営に関する事務を分掌する。

第 3 4 条 削除

(八尾化石資料館)

第 3 5 条 八尾化石資料館は、館の運営に関する事務を分掌する。

(猪谷関所館)

第 3 6 条 猪谷関所館は、館の運営に関する事務を分掌する。

第 3 7 条 (略)

(出先機関に置く職及び職務)

第 3 8 条 次の表の左欄に掲げる組織にそれぞれ中欄に掲げる職を置き、その職務は右欄に掲げるとおとする。

組織	職	職務
(略)	(略)	(略)
埋蔵文化財センター	所長	上司の命を受け、埋蔵文化財センターの事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

2 前項に規定するもののほか、次の表の左欄に掲げる組織にそれぞれ中欄に掲げる職を置くことができ、その職務は右欄に掲げるとおとする。

出先機関	職	職務
------	---	----

(略)	(略)	(略)	(略)
埋蔵文化財センター	所長代理	上司の命を受け、所長を補佐し、所長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代行する。	上司の命を受け、所長を補佐し、所長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代行する。
大沢野生涯学習センター	所長代理	上司の命を受け、所長を補佐し、所長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代行する。	上司の命を受け、所長を補佐し、所長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代行する。
(略)	(略)	(略)	(略)

3・4 (略)

第39条～第43条 (略)

別表第1 教育機関の職制及び職務(第20条、第39条関係)

教育機関	組織	必置の職	任意設置の職	職務
(略)				
猪谷関所館		館長	館長代理	上司の命を受け、館の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。 上司の命を受け、館長を補佐し、所属職員を指揮監督するとともに、館長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代行する。
(略)				
八尾化石資料館		館長	館長代理	上司の命を受け、館の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。 上司の命を受け、館長を補佐し、

(略)	(略)	(略)	(略)
埋蔵文化財センター	所長代理	上司の命を受け、所長を補佐し、所長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代行する。	上司の命を受け、所長を補佐し、所長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代行する。
(略)	(略)	(略)	(略)

3・4 (略)

第39条～第43条 (略)

別表第1 教育機関の職制及び職務(第20条、第39条関係)

教育機関	組織	必置の職	任意設置の職	職務
(略)				
(略)				
八尾化石資料館		館長	館長代理	上司の命を受け、館の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。 上司の命を受け、館長を補佐し、

					所属職員を指揮監督するときに、館長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代行する。
--	--	--	--	--	---

別表第2 (略)

					所属職員を指揮監督するときに、館長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代行する。
				<u>猪谷関所館</u>	<u>館長</u>
				<u>館長代理</u>	<u>上司の命を受け、館の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。</u> <u>上司の命を受け、館長を補佐し、所属職員を指揮監督するときに、</u> <u>館長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代行する。</u>

別表第2 (略)

富山市教育委員会事務専決規程の一部改正新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条～第3条 (略)</p> <p>(事務局長の専決事項)</p> <p>第4条 事務局長の専決事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 理事、次長(これに相当する職を含む。次号において同じ。)、市民学習センター所長、図書館長、科学博物館長及び課長等(富山外国語専門学校長、富山ガラス造形研究所長、<u>ガラス美術館長</u>、<u>公民館長</u>、<u>猪谷関所館長</u>、<u>大山歴史民俗資料館長</u>及び<u>八尾化石資料館長</u>を除く。次号において同じ。)の出張の命令及びその復命の受理に関する事項</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>(小学校等の長の専決事項)</p> <p>第6条 小学校、中学校及び幼稚園(以下「<u>小学校等</u>」<u>という。</u>)の長の専決事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>第7条・第8条 (略)</p>	<p>第1条～第3条 (略)</p> <p>(事務局長の専決事項)</p> <p>第4条 事務局長の専決事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 理事、次長(これに相当する職を含む。次号において同じ。)、市民学習センター所長、図書館長、科学博物館長及び課長等(富山外国語専門学校長、富山ガラス造形研究所長及び<u>びガラス美術館長</u>を除く。次号において同じ。)の出張の命令及びその復命の受理に関する事項</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>(小学校等の長の専決事項)</p> <p>第6条 小学校、中学校及び幼稚園の長の専決事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>第7条・第8条 (略)</p>

別表(第8条関係)

個別専決事項

専決権者名 (略)	専決事項 (略)
学校教育課長	幼稚園長に係る第5条第1号から第3号までに掲げる事項
<u>生涯学習課長</u>	<u>公民館長に係る第5条第1号から第3号までに掲げる事項</u>
教育行政センター所長 (略)	学校施設の使用承認に関する事項 (略)

備考 この表に定めるもののほか、次の各号に掲げる教育行政センター所長は、当該各号に定める事項を個別専決事項とする。

- (1) 大沢野教育行政センター所長 猪谷関所館長に係る第5条第1号から第3号までに掲げる事項
- (2) 大山教育行政センター所長 大山歴史民俗資料館長に係る第5条第1号から第3号までに掲げる事項
- (3) 八尾教育行政センター所長 八尾化石資料館長に係る第5条第1号から第3号までに掲げる事項

別表(第8条関係)

個別専決事項

専決権者名 (略)	専決事項 (略)
学校教育課長	幼稚園長に係る第5条第1号から第3号までに掲げる事項
教育行政センター所長 (略)	学校施設の使用承認に関する事項 (略)

富山市教育委員会文書取扱規程の一部改正新旧対照表

現行	改正案
第1条～第4条 (略)	第1条～第4条 (略)
別表(第3条関係)文書記号	別表(第3条関係)文書記号
(略)	(略)
<u>大沢野教育行政センター</u>	<u>教育行政センター</u>
<u>大山教育行政センター</u>	
<u>八尾教育行政センター</u>	
<u>婦中教育行政センター</u>	
(略)	(略)
埋蔵文化財センター	埋蔵文化財センター
<u>大沢野生涯学習センター</u>	
(略)	(略)
<u>猪谷関所館</u>	
(略)	(略)
八尾化石資料館	八尾化石資料館
	<u>猪谷関所館</u>
八尾化石資料館	八尾化石資料館
	<u>猪谷関所館</u>
八尾化石資料館	八尾化石資料館
	<u>猪谷関所館</u>
八尾化石資料館	八尾化石資料館
	<u>猪谷関所館</u>
八尾化石資料館	八尾化石資料館
	<u>猪谷関所館</u>

富山市教育委員会公印規程の一部改正新旧対照表

現行		改正案			
第1条～第7条 (略)		第1条～第7条 (略)			
別表第1 (第3条関係)		別表第1 (第3条関係)			
種類	名称	寸法 (mm)	使用区分	個数	管理者
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
補助職印	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	<u>猪谷関所館長印</u>	<u>方21</u>	<u>猪谷関所館長名</u> <u>をもってする文</u> <u>書</u>	<u>1</u>	<u>猪谷関所館</u> <u>長</u>
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	八尾化石資料館 長印	方21	八尾化石資料館 長名をもってす る文書	<u>1</u>	八尾化石資 料館長
学校(園)印	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	幼稚園印	方60	卒業証書及び賞 状等	<u>各1</u>	幼稚園長
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

<p>別表第2 (第3条関係) 1～26 (略)</p>	<p>別表第2 (第3条関係) 1～26 (略)</p>
<p>別記様式 (略)</p>	<p>別記様式 (略)</p>

27 大山歴史民俗資料館
長印



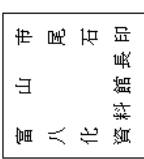
30～34 (略)



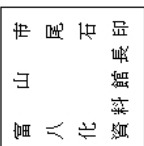
27 猪谷関所館長印



29 八尾化石資料館長印 30～34 (略)



28 八尾化石資料館長印 29 猪谷関所館長印



別記様式 (略)

別記様式 (略)

富山市個人情報保護条例施行規則の廃止及び 富山市教育委員会個人情報の保護に関する法律等 施行規則の制定について

[教育総務課]

(1) 趣旨

令和 5 年 4 月 1 日から、「個人情報の保護に関する法律（以下「改正法」という。）」が地方公共団体に直接適用されることから、現行の富山市個人情報保護条例は廃止されるため、同条例の細則を定める富山市個人情報保護条例施行規則についても同時に廃止するもの。

またこれに伴い、改正法の委任事項や許容事項を定める「富山市個人情報の保護に関する法律施行条例」が施行されることとなるが、これらの法令の施行に係る細則を定めるもの。

(2) 施行期日

令和 5 年 4 月 1 日

富山市教育委員会個人情報の保護に関する法律等施行規則をここに公布する。

令和 5 年 月 日

富山市教育委員会
教育長 宮 口 克 志

富山市教育委員会規則第 号

富山市教育委員会個人情報の保護に関する法律等施行規則

富山市教育委員会が保有する個人情報に係る個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成 15 年政令第 507 号）並びに富山市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 5 年富山市条例第 号）の施行については、富山市個人情報の保護に関する法律等施行規則（令和 5 年富山市規則第 号）の規定の例による。

附 則

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

富山市個人情報の保護に関する法律等施行規則をここに公布する。

令和5年 月 日

富山市長 藤井 裕久

富山市規則第 号

富山市個人情報の保護に関する法律等施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。以下「政令」という。）並びに富山市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年富山市条例第号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(個人情報取扱事務の届出)

第2条 条例第3条第1項の個人情報取扱事務の開始の届出は、富山市個人情報取扱事務開始届出書（様式第1号）により行うものとする。

2 条例第3条第1項の個人情報取扱事務の変更及び同条第4項の個人情報取扱事務の廃止の届出は、富山市個人情報取扱事務（変更・廃止）届出書（様式第2号）により行うものとする。

3 条例第3条第1項第3号の規則で定める事項は、個人情報取扱事務の開始年月日とする。

4 条例第3条第2項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 特定個人情報保護評価（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。次号において「番号法」という。）第26条に規定する特定個人情報保護評価をいう。）の実施状況

(2) 情報提供ネットワークシステム（番号法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。）による情報連携の有無及び法令等の根拠

(個人情報ファイル簿)

第3条 法第75条第1項の帳簿の作成及び公表は、富山市個人情報ファイル簿（単票）（様式第3号）により行うものとする。

(保有個人情報開示請求書等の様式)

第4条 次の表の左欄に掲げる書面は、それぞれ同表の右欄に掲げるものとする。

法第77条第1項の書面	富山市保有個人情報開示請求書（様式第4号）
法第82条第1項の書面	富山市保有個人情報開示決定通知書（様式第5号）
法第82条第2項の書面	富山市保有個人情報不開示決定通知書（様式第6号）
条例第5条第2項の書面	富山市保有個人情報開示決定等期限延長通知書（様式第7号）

条例第6条の書面	富山市保有個人情報開示決定等期限特例延長通知書（様式第8号）
政令第26条第1項の書面	富山市保有個人情報開示実施方法等申出書（様式第9号）
法第91条第1項の書面	富山市保有個人情報訂正請求書（様式第10号）
法第93条第1項の書面	富山市保有個人情報訂正決定通知書（様式第11号）
法第93条第2項の書面	富山市保有個人情報不訂正決定通知書（様式第12号）
法第94条第2項の書面	富山市保有個人情報訂正決定等期限延長通知書（様式第13号）
法第95条の書面	富山市保有個人情報訂正決定等期限特例延長通知書（様式第14号）
法第99条第1項の書面	富山市保有個人情報利用停止請求書（様式第15号）
法第101条第1項の書面	富山市保有個人情報利用停止決定通知書（様式第16号）
法第101条第2項の書面	富山市保有個人情報利用不停止決定通知書（様式第17号）
法第102条第2項の書面	富山市保有個人情報利用停止決定等期限延長通知書（様式第18号）
法第103条の書面	富山市保有個人情報利用停止決定等期限特例延長通知書（様式第19号）

（電磁的記録の開示方法）

第5条 法第87条第1項の行政機関等が定める方法は、次に掲げる方法とする。

- (1) 印刷物として出力したものの閲覧又は写しの交付
- (2) 専用機器により再生したものの視聴
- (3) 光ディスクその他これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物に複写したものの交付

2 前項第2号及び第3号に掲げる方法は、当該開示の方法が容易である場合に限り行うものとする。

（開示を受ける者であることを示す書類の提示等）

第6条 法第87条第1項の規定により保有個人情報の開示を受ける者は、次に掲げる書類を提示しなければならない。

- (1) 富山市保有個人情報開示決定通知書
- (2) 富山市保有個人情報開示決定通知書に記載されている開示を受ける者の氏名及び住

所と同一の氏名及び住所が記載されている本人確認書類
(費用の額等)

第7条 条例第7条第2項に規定する写しの作成に要する費用の額は、別表のとおりとする。

2 条例第7条第2項に規定する写しの作成に要する費用は、前納とする。ただし、市長が相当の理由があると認めるときは、この限りでない。

3 政令第28条第4項の規定による送付に要する費用の納付は、市長が発行する納入通知書により行うものとする。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

別表 (第7条関係)

種別	写しの作成の方法	金額
文書及び図画	複写機による複写	単色刷り1枚につき 10円
		多色刷り1枚につき 50円
電磁的記録	光ディスクに複写	1枚につき 100円
	光ディスク以外の記録媒体に複写	当該複写をしたものの作成に要する費用の額

備考 用紙の両面に複写された文書及び図画については、片面を1枚として枚数を算定する。

様式第1号 (第2条関係) ~ 様式第19号 (第4条関係) (略)

令和 5 年 4 月行政組織の一部改正等に伴う 富山市市民の声等の事務処理要綱の一部改正について

[教育総務課]

(1) 趣旨

令和 5 年 4 月の行政組織改正に伴い、「市民生活相談課」と「男女参画・市民協働課」を再編統合し、「市民協働相談課」を新たに設置するため、富山市教育委員会訓令第 6 号に規定された富山市市民の声等の事務処理要綱の一部改正を行うもの。

(2) 改正内容

要綱中「市民生活相談課」を「市民協働相談課」に、「市民生活相談課長」を「市民協働相談課長」に改める。

(3) 施行期日

令和 5 年 4 月 1 日

富山市公民館条例施行規則の一部改正について

[生涯学習課]

(1) 趣旨

富山市立公民館の使用承認申請書の提出期限について、各公民館の実態に合わせた内容に変更するため、富山市公民館条例施行規則を一部改正するもの。

(2) 改正の内容

使用承認申請書の提出期限

規則名	現 行	改正案
富山市 公民館条例施行規則	使用期日の5日前まで	使用日の属する月前1 月の初日から当該使用 日の5日前までの間

(3) 施行期日

令和5年4月1日

富山市猪谷関所館条例施行規則の一部改正について

[大沢野教育行政センター]

(1) 趣旨

富山市猪谷関所館条例の改正に伴い、同条例施行規則の一部改正を行うもの。

(2) 改正内容

冷房及び暖房の実施期間の追加

冷房 6月15日から9月30日まで

暖房 11月15日から翌年の3月31日まで

(3) 施行期日

令和5年4月1日

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 27 条第 1 項の規則で定める事務を定める規則の制定について

[教育総務課]

(1) 趣旨

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 27 条第 1 項の規定により、市長は、市が設置する幼保連携型認定こども園に関する事務のうち、教育課程に関する基本的事項の策定など、教育委員会の権限に属する事務と密接な関連を有するものとして規則で定めるものの実施にあたっては、教育委員会の意見を聴かなければならないこととされている。

また、同法律第 2 項の規定により、この規則を制定又は改廃しようとするときは、あらかじめ教育委員会の意見を聴かなければならないこととされている。

この度、市長部局（こども家庭部）から、この規則を制定するにあたり、教育委員会の意見を求められたもの。

(2) 制定内容

市立幼保連携型認定こども園に関する事務のうち、その実施に当たり教育委員会の意見を聴かなければならないものは、次のとおりとする。

- ① 市立幼保連携型認定こども園における教育課程に関する基本的事項の策定に関する事務
- ② 市立幼保連携型認定こども園の設置、廃止及び休止に関する事務

(3) 施行期日

公布の日

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条第1項の規則で定める事務を定める規則をここに公布する。

令和5年 月 日

富山市長 藤井裕久

富山市規則第 号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条第1項の規則で定める事務を定める規則

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第27条第1項の規則で定める事務は、次に掲げる事務とする。

- (1) 富山市立幼保連携型認定こども園における教育課程に関する基本的事項の策定に関する事務
- (2) 富山市立幼保連携型認定こども園の設置、廃止及び休止に関する事務

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

令和5年3月市議会定例会 代表質問及び一般質問の概要

- 1 会 期 令和5年2月27日（月）～3月23日（木）
 ※代表質問 …… 3月3日、6日
 一般質問 …… 3月6日、7日、9日、10日
- 2 概 要 2日間の代表質問においては4会派から、4日間の一般質問においては、9人の議員から質問があった。質問者、答弁の概要は次のとおり。

(1) 不登校児童生徒への支援について

①富山市議会自由民主党（代表） 舎川 智也 議員（3月3日）

（問）不登校特例校の設置に向けた検討を進めることについて、見解を問う。

＜教育総務課：教育長答弁＞

（答）市教育委員会では、これまでも、不登校児童生徒への支援には、本人はもちろんのこと、その保護者と学校との信頼関係が構築され、さらには関係機関との連携ができていくことが重要であるとの考えから、

- ・児童生徒やその保護者の心のケアなど、学校の相談体制の充実を図るスクールカウンセラーの全小・中学校への配置
- ・関係機関との連携等を通じて、問題を抱える児童生徒を支援していくスクールソーシャルワーカーの全中学校及び小学校25校への配置
- ・保護者等を対象とした「『学校に行きづらい』と感じている子どもたちをサポートしたい」と題した不登校相談会の実施
- ・児童生徒の主体性を養うことを目的とした、富山市こどもの村における野菜栽培等の自然体験活動の実施
- ・教員の対応力の向上を目的とした、生徒指導主事研修会や不登校児童生徒等への対応に関する研修会等の充実

等、児童生徒一人ひとりに応じたきめ細かな支援を行うとともに、教員の資質向上に努めてまいりました。

また、不登校児童生徒の学びの場としては、市内2か所の適応指導教室に加え、市内中学校6校において、ほかの生徒の目を気にすることなく登校できる校内適応指導教室を設置しており、通級生が各々のペースで、一日の過ごし方を自分で決め、学習のみならず、仲間との会話や読書を楽しむなど、思い思いの活動をして過ごしております。

しかしながら、本市においても不登校児童生徒数の増加には歯止めがかかっていない現状から、不登校児童生徒の多様な学びの場の必要性はますます高まっていると認識しており、新たな取組みを検討する時期にきているものと考えております。

私が視察してまいりました岐阜市立草潤中学校では、「不登校を経験した生徒のありのままを受け入れ、個に応じたケアや学習環境の中で心身の安定を取り戻しつつ、新たな自分の可能性を見出す」ことを目指されており、募集を40人程度としているにも関わらず、開校前の学校説明会には市内外から200人以上、二年目においても100人以上の児童生徒が参加したとお聞きしており、不登校特例校がいかに期待されているの

かがうかがえます。

また、不登校特例校では先駆けともいえる八王子市立高尾山学園（小学4年生から中学3年生を対象）では、卒業後の進路として、通信制、定時制、全日制の高等学校や、専修学校、専門学校へと進学しており、進学率は95%以上、さらに卒業生の追跡調査では、進学先における在籍率は約85%とのことであり、生徒が着実に新たな一歩を踏みだしていることが想像できます。

このようなことから、不登校特例校が、学校に通うことができないでいる児童生徒にとって、多様な学びの場の選択肢となることが期待できると考え、不登校特例校の設置を検討することとした次第であります。

市教育委員会といたしましては、不登校児童生徒が心の安定を図りながら、適切な学習支援による基礎学力の向上と集団的・体験的な学習や活動を経験することで、社会性を養い、自己理解を深め、自信をもって歩いていくことができるよう、不登校特例校の設置について、検討を進めてまいりたいと考えております。

(問) 今後、不登校特例校の設置に向けて、どのように進めていくのか。

＜教育総務課：教育長答弁＞

(答) 不登校特例校の設置にあたっては、本市の不登校支援施策全体の中での役割を明確にした上で、

- ・子どもたちが安心して学校生活を送ることができるよう、施設環境やカリキュラム編成をどのようにしていくのか
- ・一般的な学校のように諸室を総合的に備える「学校型」とするのか、公共施設などを活用して、一部の教室のみを設置する「分教室型」とするのか
- ・対象を中学生のみとするのか、小学生まで拡大するのか、また、受入れ人数をどうするのか
- ・児童生徒の心のケアを行う臨床心理士や教職員などの人員体制をどうするのか
- ・通いやすさなどの立地環境や、利用できる施設の状況などから、設置場所をどこにするのか

など、様々なことを幅広く検討していく必要があります。

しかしながら、これらの検討には、ある程度の期間を要するものと見込んでおり、まずは令和5年度に、国の補助事業を活用してニーズ調査等を実施することとし、所要額を本定例会に当初予算案として提案したところであります。

具体的には、

- ・「小中一貫型」や「分教室型」など、形態の異なる複数の不登校特例校の視察
- ・学識経験者や民間のフリースクール、医療・福祉・保健分野の支援機関など、不登校支援に関わる様々な関係者や関係機関へのヒアリングや意見交換
- ・不登校や不登校傾向にある児童生徒やその保護者、支援機関などへのニーズ調査などを進めてまいります。

そのうえで、本市にとって最もふさわしいと考えられる不登校特例校のあり方や、設置場所等につきまして、さらなる検討を重ねてまいりたいと考えております。

②自由民主党（代表） 柞山 数男 議員（3月3日）

（問）不登校児童・生徒のケアについて、計画的にスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの増員を進めていくことが重要と考えるが、見解を問う。

＜学校教育課：教育長答弁＞

（答）近年、いじめや不登校、貧困等、子どもたちやその家庭が抱える問題は、これまで以上に複雑化・深刻化し、学校だけでは対応が難しい問題も増えているため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーのもつ専門的な知識や経験を生かした支援の要望がますます高まっております。

こうした、学校からのニーズに応えるため、市教育委員会におきましては、これまで、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを計画的に増員してきたところであります。

まず、スクールカウンセラーにつきましては、県教育委員会の協力を得て配置しており、本事業を開始した平成7年度の1名から段階的に増員を図り、本年度は31名となっております。また、配置校についても、平成19年度以降は全中学校に、さらに平成30年度以降は全小学校にも配置を拡充するなど、教育相談体制の充実に努めてきたところであります。

しかしながら、市全体としてスクールカウンセラーへのニーズは依然として高く、特に小学校においては、配置時間が十分でないことから、市独自に6名のスクールカウンセラーを採用し、小学校10校に追加配置している状況となっております。加えて、小・中学校に配置されているスクールカウンセラーだけでは対応が困難な場合や緊急の対応が必要と判断される場合には、市教育委員会に在籍している6名の臨床心理士等を派遣し、対応に当たっているところであります。

次に、スクールソーシャルワーカーにつきましては、市の事業として、平成20年度に4名を小学校2校、中学校2校に配置して以来、平成23年度以降は1名ずつ増員し、本年度は11名を小学校22校と全中学校25校に配置しておりますが、学校現場での実情からは、現行の配置人数では対応の不足がみられることから、1名の増員にかかる予算を、本定例会に当初予算案として提案したところであります。

市教育委員会といたしましては、今後とも、学校の抱える諸問題の対応への支援として、スクールカウンセラーについては引き続き県教育委員会に配置時間の拡充を要望してまいりたいと考えており、また、スクールソーシャルワーカーについても効果的な配置となるよう、その増員について、適宜、検討してまいりたいと考えております。

③公明党（代表） 松尾 茂 議員（3月6日）

（問）不登校児童生徒が生じない学校づくりの取組みについて問う。

＜学校教育課：教育長答弁＞

（答）本市の小・中学校におきましては、全ての児童生徒にとって、学校が安全・安心で、自己実現が図られる学びの場となるよう、保護者や地域の参画も得ながら、新たな不登校児童生徒が生じない、魅力ある学校づくりに取り組んでおります。

その具体例として、各学校においては、

- ・いじめや暴力行為等の問題行動に対する学校としての毅然とした対応

- ・教職員が児童生徒の小さな変化を見逃さないためのOJTの推進と、いじめや非行の兆候を察知した際の迅速な対応・支援につなげる教員間の連携体制の構築
- ・児童生徒によるいじめ撲滅運動や人権週間における人権作文の発表、人権について考える児童生徒集会の実施
- ・一人一人の意見や考えの違い、多様な価値観等を認め、互いを尊重し合うことの大切さを学ぶ道徳科や特別活動の実施
- ・地域の清掃活動や交通安全運動への参画等、自己有用感が得られる地域と連携した学校行事の運営

等を通して、児童生徒が「自分が大事にされている」、「学校が自分にとって大切な居場所になっている」などと感じ、目標をもって学校生活を送ることができるよう努めております。

これらと併せ、市教育委員会におきましては、

- ・生徒指導主事研修会や不登校児童生徒等への対応に関する研修会等の実施による、教員の児童生徒理解力や生徒指導上の問題への対応力の向上
- ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの増員による教育相談体制の一層の充実
- ・教室に入りづらいと感じる児童生徒が心を落ち着かせ、居場所とすることができる相談室の設置や、同室内にバランスボールやヨガマット等の軽運動用具、カードゲームやけん玉等の遊具を取り入れるための環境整備費の予算化

等に取り組んでおり、今後とも、家庭や地域、関係機関との連携のもと、不登校児童生徒を生まない学校づくりへの取組みが効果的に推進されるよう、これまでと同様に、各学校の支援に努めてまいりたいと考えております。

④自由民主党 泉 英之 議員（3月6日）

(問) 富山市において、いつごろから不登校児童生徒が増え始め、現在はどのような数になっているのか、これまでの推移を問う。

<学校教育課：事務局長答弁>

(答) 本市において、病気や経済的理由を除き年間30日以上欠席している、不登校児童生徒数の推移につきましては、過去10年間のデータに基づきますと、まず、小学校においては、平成24年度は74人で、1000人当たりの出現率は3.3でしたが、令和3年度は350人で、出現率は18.0となっております。

この間の推移としましては、平成24年度から平成27年度までの出現率は、3.0から3.8の間でありましたが、平成28年度以後は6年連続で上昇しており、とりわけ令和元年度には9.4、令和2年度は13.2、令和3年度は18.0と、直近3年間で急激な上昇が見られております。

一方、中学校につきましては、平成24年度は251人で、1000人当たりの出現率は22.6でありましたが、令和3年度は468人で、出現率は46.3となっております。

この間の推移としましては、平成24年度から平成29年度までの出現率は20前後でありましたが、平成30年度に30.0と上昇し、令和元年度には34.0、令和2

年度は35.6、令和3年度は46.3と、ここ4年間で急激な上昇が見られております。

(問) 小規模特認校への通学を希望する保護者に対し、同意書の提出は必要がないと考えるが、見解を問う。

＜学校教育課：事務局長答弁＞

(答) 市教育委員会では、小規模特認校への就学を認めるにあたり、現在のところ、

- ・教育活動に賛同し、協力すること
- ・保護者の負担及び責任において通学させること
- ・卒業時まで通学させること

の事項について、書面をもって同意を求めています。

しかしながら、これらの事項につきましては、児童の就学に関する一般的な事柄であり、今後、他都市の状況を調査しながら、同意書の必要性について検討してまいりたいと考えております。

(問) 不登校特例校における遠距離通学児童に対する助成は検討されるのか。

＜教育総務課：事務局長答弁＞

(答) 現在、本市におきましては、通学区域外から学校へ通う児童生徒への通学補助は行っておりませんが、今後、検討していく不登校特例校につきましては、様々な理由で学校に通うことができないでいる児童生徒が、再び、学校に通うことで、社会性を養い、自己理解を深め、自信をもって歩いていくことを目指していることから、学校への通いやすさという点は考慮すべきものと考えております。

いずれにしましても、不登校特例校の設置につきましては、これから、施設環境、カリキュラム、対象年齢、受入れ人数、人員体制、設置場所など、様々なことを幅広く検討していくこととしており、児童生徒に対する通学助成についても、検討項目のひとつと考えております。

(問) 小規模校の空き教室に、地元通学児童ともふれあい可能な、富山市モデルの不登校特例校の設置は不登校改善に向けた有効な手段と考えるが、見解を問う。

＜教育総務課：事務局長答弁＞

(答) 不登校特例校には、一般的な学校のように諸室を総合的に備える「学校型」と、公共施設などを活用し、あくまでも本校となる学校の学級のひとつとして、教室等、一部の学習スペースを設置する「分教室型」があります。

議員ご提案の小規模校の空き教室に設置する不登校特例校は「分教室型」にあたりませんが、分教室型の留意点について、文部科学省に確認しましたところ、既存の通常の中学校内に小学校の分教室を設置する、あるいは、逆に既存の通常の小学校内に中学校の分教室を設置することを想定しているもので、小学校内に同じ学校種である小学校の分教室を設置することは、現時点では認めていないとの見解でありました。

また、最近の例では、神奈川県大和市立引地台(ひきじだい)中学校の不登校特例校分教室が、近くの大和市立柳橋(やなぎばし)小学校内に設置されており、文部科学省では、設置にあたり、分教室の中学生が通いやすいか、小学生との動線が重ならないか、静か

な環境であるかなどを、あらかじめ確認されたとのことであります。

市教育委員会といたしましては、こうした国の見解等の確認も慎重に行いながら、不登校特例校設置の可能性を探ってまいりたいと考えております。

⑤自由民主党 金岡 貴裕 議員（3月9日）

（問）不登校児童・生徒への教育委員会によるオンラインでの学習支援を行うべきと考えるが、見解を問う。

＜教育センター：事務局長答弁＞

（答）本市においても、不登校児童生徒が年々増加し、不登校対策は喫緊の課題であると考えており、市教育委員会では、不登校児童生徒への支援の取組みのひとつとして、昨年11月から、豊田や婦中の適応指導教室において、一人1台端末を利用したオンライン相談を実施しております。

この取組みでは、適応指導教室に通級していない不登校児童生徒が適応指導教室の教育指導員に分からない問題について質問したり、その子に合った学習の仕方を一緒に考えるなど、オンラインの双方向性を生かした支援が行われております。

また、市教育委員会では、学校に対しても、オンラインを利用した不登校児童生徒への対応として、放課後等に、担任が不登校児童生徒の質問に答えたり、自宅で解いた問題を添削するなどの活用例を示しております。

しかしながら、これらの取組みを推進する前提として、学校と不登校児童生徒やその保護者が信頼関係を構築し、不登校児童生徒がオンラインでの学習に取り組もうとする意欲を高めることが、何よりも重要であると考えております。

市教育委員会といたしましては、不登校児童生徒のオンラインによる学習について、支援の充実が一層図られるよう、他の自治体の事例も参考にしながら、関連施策の充実に、引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

（2）学校再編について

①富山市議会自由民主党（代表） 舎川 智也 議員（3月3日）

（問）今後、「多様な学びの場の提供」にどのように取り組んでいくのか。

＜学校再編推進課：教育長答弁＞

（答）私はこれまでも、「全ての小・中学校を適正規模とするといったことだけでは、これからの子どもたちが安心して学べる環境を整えたことにはならない」と申し上げてまいりました。

本市では、議員ご指摘の、「質の高い教育」や「誰一人取り残さない教育」を実現するためにも、学校教育が大きな転換期を迎えている今、しっかりとした方向性を示しながら、従来のやり方にとらわれず、柔軟な思考をもって、教育施策を前進させていくことが私たち教育委員会の使命であると考えております。

こうしたことから、本市では、市全域を見渡したときに、適正規模校だけではなく、特色がある小規模校であれば安心して学べる子どもがいるのではないかと、また、義務教

育学校とすることで校長の数は減るものの、教員が増えるのであれば、小規模校のデメリットを少なくできるのではないかと、などといったアイデアを持ちながら、どのような制度や学校が、いかなる場合に必要となるのかなど、様々なニーズや条件などについて一旦整理した上で、本市の実情を踏まえた「(仮称)富山市学校類型別設置指針」の策定に、来年度から取り組んでまいりたいと考えております。

また、不登校や障害があるなど様々な事情を抱えた子どもたちへの支援の充実として、他都市の事例研究や関係者との意見交換、施設面での環境整備を図るなど、今後こうした多様な学びの場の提供に関する施策を通して、「誰一人取り残さない教育」の実現に向けて、取り組んでまいりたいと考えております。

(問) 本市が目指す教育や学校再編の方向性などに関する保護者の方々への理解醸成に向けた取組みについて、見解を問う。

＜学校再編推進課：教育長答弁＞

(答) 市教育委員会では、現在だけでなく、10年後、15年後の子どもたちの教育環境を見据え、現在の保護者の方々のもとより、これから保護者となる方も学校再編に関する議論を始め、理解を得ることが必要であると考えております。

こうしたことから、保護者の理解醸成につきましては、これまでも広報とやまや市ホームページだけではなく、ワークショップや教育フォーラム、出前講座など様々な手段や機会を捉えて情報発信に努めてまいりました。

しかしながら、昨年4月から5月にかけて開催いたしました地域説明会の場や富山市PTA連絡協議会との意見交換では、保護者に対する行政からの情報発信が不十分であるとのご意見をいただきました。

こうした声を踏まえまして、今年度、新たな取組みとして、小・中学生の保護者や未就学児の保護者約42,000人に、本市の教育に関する取組みがダイレクトに伝わるよう、学校や保育所、認定こども園などを通じて、ニューズレターの定期的な配布を開始したところであります。

また、来年度以降につきましては、昨年11月に市内の幼稚園・保育所等の未就学児の保護者及び小中学校に通う児童生徒の保護者を対象に実施した「子どもたちの教育環境に関するアンケート調査」の結果を踏まえ、新たに小規模校の保護者等を対象とした学校見学会の実施や富山市PTA連絡協議会との連携による教育フォーラムの開催、さらには校区単位で保護者の方と直に対話する機会を設けるなど、保護者の方々への理解醸成を図ってまいりたいと考えております。

②立憲民主市民の会(代表) 村石 篤 議員(3月6日)

(問) 市長は、小・中学校の再編について「市長部局もしっかりと関わっていききたい」と意欲を示していたが、具体的な関わり方について、市長に問う。

＜学校再編推進課：市長答弁＞

(答) 議員ご紹介の私の発言は、新年の節目として、現在、本市で進めている学校再編に対する決意や姿勢を改めて表明したものであり、教育委員会だけにその役割をお任せするのではなく、私自身も共に各種施策にしっかりと取り組んでまいりたいと考えていることを

メッセージとして、市民の皆様にお伝えしたかったものであります。

これまで、私はタウンミーティングや出前トーク、教育委員会主催のワークショップや教育フォーラムをはじめ、様々な機会において、保護者や地域の方から直接、多くのご意見をいただきました。

特に地域の方からは、「地元から小・中学校が無くなると地域全体が衰退し、歴史や文化が失われる」、また、保護者の方からは、「通学距離が延びることに対して不安を感じている」との声は何度もお聞きしており、学校再編の対象校がある地域の皆様のご懸念は十分承知しているところであります。

一方で、「子どもたちがより多くの仲間と切磋琢磨し、多様な価値観に触れ、将来のこの地域を力強く支える人材に育てほしい」、「子どもたちのために再編をもっと早く推進すべきだ」といった、保護者の方々からの声も伺っております。

その上で申し上げますと、現在、教育委員会が中心となって進めております学校再編ではありますが、今後、保護者や地域の方との議論が深まるにつれて、当該地域固有の様々な課題が論点となってくることが想定されますので、市長部局のスタンスといたしましては、常に教育委員会と情報共有し連携していくことや、地域における議論の過程を踏まえ、必要に応じて市長部局が参加し、地域課題の解決に向けて柔軟に対応していくことが重要であると考えております。

一方、学校再編に関連する市長部局での取り組みとしましては、放課後に子どもたちの居場所を確保する地域児童健全育成事業（子ども会）や通学時の公共交通機関の利用に関する調整、通学路整備、さらには冬季間の通学路における除排雪など、市長部局としての関わりは多岐にわたるものと考えております。

こうしたことから、具体的な関わり方一つ一つをこの場で申し上げることはできませんが、現在、令和8年4月の開校を目指して準備を進めております水橋地区の学校統合においては、企画管理部が統合後の跡地活用に関する住民ワークショップに、また、子ども家庭部が「水橋地区学校統合推進委員会」の地域児童健全育成事業を検討する専門部会に参加するなど、市長部局が教育委員会と共に課題の解決に向けた取り組みを行っております。

さらには、先月1日に、私や市教育委員会に申入れがあった八尾小学校と檜尾小学校の統合においては、保護者や地域の方のご意見を踏まえ、市長部局と教育委員会との間で既にスクールバスや地域児童健全育成事業についての検討を開始しているところであります。

いずれにいたしましても、市全域にわたり少子化の進行が避けられない状況下において、このたびの学校再編につきましては、まずは、学校のあり方と、それに密接に関連する事柄に限った形での議論を進めたうえで、市教育委員会をはじめ、関係部局との連携のもと、地域の実情を踏まえた対応を進めてまいりたいと考えております。

(問) 「子どもたちの教育環境に関する調査」の内容と結果の概要について問う。

<学校再編推進課：事務局長答弁>

(答) 市教育委員会では、本市のこれからの教育を考える参考として、子育て世代におけるより幅広い方々のご意見を伺うため、昨年11月に市内にある幼稚園、保育所、認定こども園、市立小・中学校に通学する幼児、児童生徒の保護者約9,300人を対象に、

「教育環境」、「学校再編」、「学校再編の周知」について無記名で回答いただく「子どもたちの教育環境に関するアンケート調査」を行いました。

このアンケート調査では、まず、教育環境に関することでは、「現在通学している学校についての総合的な満足度」や「どのような学校に通わせたいか」など、また、学校再編に関することでは、「学校再編を進めることへの理解」や「学校再編という言葉からの期待や不安」などを伺ったところであります。

その結果、「学校再編を進めることへの理解」に対するご意見では、回答者の8割を超える方々が概ね理解を示されており、また、「学校再編を念頭に置いた話し合いを始める時期」については、回答者の半数以上が3年以内という結果を得ております。

また、「学校再編に特に期待できること」に対しては、「人間関係の広がり・コミュニケーション能力や協調性の育成・切磋琢磨し合える環境」など、児童生徒が一定の集団の中で必要な資質・能力を身につけることに期待するご意見が上位を占める結果となっております。

一方、「特に不安に思うこと」に対する上位を占めたご意見としては、主に通学手段や通学路の安全対策に対する不安という結果となっております。

いずれにいたしましても、今後は、各調査項目の結果について、より詳細な分析を行ったうえで、これからの本市の教育に関する各種施策の立案にしっかりと活用するとともに、今後、学校再編に関して保護者や地域の方との対話を進めていく際には、客観的なデータの一つとして提供するなど、学校再編に向けた今後の検討に有効に反映させてまいりたいと考えております。

(問) 通学手段に関する報告書などを保護者や地区自治振興会の役員等へ提供することで、小・中学校の再編を考えるうえでの参考になると考えるが、見解を問う。

＜学校再編推進課：事務局長答弁＞

(答) 議員ご紹介の東京学芸大学による「小中学生の生活、健康・体力、学習に通学手段・時間が及ぼす影響」に関する報告書につきましては、学校統廃合により、スクールバスが導入された学校に通う児童生徒の通学手段や時間が、児童生徒の生活や健康・体力、学習に及ぼす影響を発達段階別に比較すること、また、当該児童生徒の保護者が通学手段の子どもへの影響をどのように認識しているのか明らかにすることを目的とされており、本研究は全国を対象とした包括的な調査であることから、貴重な客観的データを提供しているものであると認識しております。

一方、本市におきましては、学校再編における通学手段を検討する際には、こうした研究内容を参考としつつ、地域や保護者等との対話を重ねながら、児童生徒の負担軽減を最優先に、スクールバス運行の安全性、柔軟な運行体制など、様々な実情を考慮して決定しているところであります。

市教育委員会では、各機関による研究結果はもとより、他都市の視察や、その場での意見交換などに基づく事例も複数調査しておりますことから、必要に応じ、保護者の方々へこうした調査結果等の情報提供に努めるなど、理解醸成を図ってまいりたいと考えております。

③気魄 谷口 寿一 議員（3月10日）

（問）（仮称）水橋地区義務教育学校整備事業の整備スケジュールについて問う。

＜学校再編推進課：事務局長答弁＞

（答）（仮称）水橋地区義務教育学校整備事業は、昨年10月上旬にPFI事業として入札説明書などの公表を行い、本年1月下旬には、提案書の受付を締め切り、現在、学識経験者等で構成する事業者選定委員会で提案内容を審議されているところであり、今月末までには、落札者を決定することにしております。

その後、本年6月市議会定例会における事業契約の議決を経て、速やかに設計に着手し、工事につきましては、既存の校舎等の解体や杭の撤去を含め、令和6・7年度にかけて実施することとしており、令和8年1月の竣工後、準備期間を経た同年4月に、開校を迎えるスケジュールとしております。

（問）（仮称）水橋地区義務教育学校整備事業について、今後、事業が円滑に進むよう、現時点で市として考えている対応について問う。

＜学校再編推進課：事務局長答弁＞

（答）今回の整備事業では、事業者選定委員会において、様々な要求水準と併せ、スケジュール計画の実現可能性に重点を置き、入札参加事業者からの提案内容を十分に精査していただくこととしております。

また、工事のスケジュールや工事中のリスク管理などは、主にPFI事業者が責任をもって担うこととなりますが、公民連携による市の事業であることから、地域住民等への説明や意見の調整には、市とPFI事業者とで協力して対応することが必要であると考えております。

このため、工事における様々な問題を未然に回避するためにも、今のうちから、地域の方々との、こまめなコミュニケーションに努めてまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、統合校の開校が遅れるということは、決してあってはならないことだと十分に承知しておりますことから、市教育委員会といたしましては、事業の適正な進捗に向け万全を期して準備を進めてまいりたいと考えております。

（3）いじめへの対応について

①公明党（代表） 松尾 茂 議員（3月6日）

（問）いじめの早期発見のための、本市の取組みを問う。

＜学校教育課：教育長答弁＞

（答）各学校におけるいじめの対応につきましては、市教育委員会が作成した「いじめ発見チェックリスト」を活用しながら、学級担任を中心に、毎朝の健康観察はもとより、登校時や授業中、休み時間や給食時間等における児童生徒の言動や人間関係の様子等をよく観察し、小さな変化も見逃さないように努めているところであります。

また、児童生徒の言動等に変化が見られた場合は、速やかにその保護者と連絡を取り、家庭での様子や学校での対応等について情報交換を行うとともに、教職員間でも情報共有を図ることで、複数の教職員の目で当該児童生徒を見守り、適切な支援を行えるよう

対処しているところであり、さらには、定期的な教育相談やアンケート調査等を実施することで、いじめの未然防止・早期発見に努めているところでもあります。

一方、市教育委員会におきましては、

- ・ 校園長会や各種研修会で、事例をもとにいじめに対する具体的な取組みについて指導し、学校の危機管理意識の向上に努める
- ・ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等、外部人材を活用した教育相談体制の充実を図る

などの取組みを行ってきております。

加えて、SNSやオンラインゲーム上のトラブルが発端となるネット上のいじめ等が増加傾向にあることから、市教育センターでは、一人1台端末で利用できるチャット機能について、使用回数や内容、時間帯等を把握し、児童生徒の過度な使用状況等が認められる場合には、当該学校へ速やかに連絡し、改めて情報モラル教育を行うよう依頼しております。

また、県教育委員会のネットパトロール等により不適切な書き込み等が発見されたとの連絡があった場合には、市教育委員会から関係の学校へ速やかに連絡し、当該学校では、保護者同席の下、児童生徒に対し事実の確認や書き込み等の削除の指導を行っております。

いずれにいたしましても、軽微な事案についても見逃すことのないよう細心の注意を払うとともに、学校内での情報共有や家庭との連絡を密に取り合うなどしながら、引き続き、いじめの早期発見に努めてまいりたいと考えております。

(問) 民間企業と連携した、いじめ対策アプリの導入を強く要望するが、見解を問う。

＜教育センター：教育長答弁＞

(答) 市教育委員会では、児童生徒の様々な悩みに臨床心理士等が対面や電話で対応する相談窓口を開設しており、また、いじめに特化した「こどもいじめテレホン相談」では、夜間や休日も、留守番電話機能を用いてメッセージを残せる体制を整えております。

さらに、こども家庭部におきましては、「子どもほっとダイヤル」を開設し、家庭教育専門員等が心配なことや困ったことについて、24時間、電話での相談に応じているところでもあります。

本市では、それぞれの部局において、今ほど申しあげました取組みを行っているところではありますが、いずれの取組みにおきましても、初めて相談する際に、対面や電話で悩みを伝えることに抵抗を感じている児童生徒が一定程度いるものと考えております。

このため、市教育委員会における対応といたしましては、自分から悩みを言い出しづらい児童生徒が、一人1台端末やスマートフォンを活用することで、教育委員会の臨床心理士等に気軽に相談の申込みやSOSのサインを出せる、議員ご提案のいじめ対策アプリと同様の仕組みづくりを進めているところでもあります。

市教育委員会といたしましては、各学校が実施している定期的なアンケートや教育相談、日常生活の観察等の取組みに加え、いじめの被害、加害双方の当事者やまわりの児童生徒が、まずは相談してみようと思えるような仕組みを構築していくとともに、相談人員の検討も併せて行っていくことで、いじめの未然防止、早期発見のための体制づくりに努めてまいりたいと考えております。

②立憲民主市民の会 村石 篤 議員（3月6日）

（問）教育委員会に設置された調査組織の調査に当たっての基本的姿勢について、見解を問う。

＜学校教育課：教育長答弁＞

（答）国の「子どもの自殺が起きたときの背景調査の指針」では、「ご遺族の協力が調査の実施に不可欠であり、ご遺族が調査に切実な心情をもつことを理解し、その要望・意見を十分に聴き取るとともに、できる限りの配慮と説明を行う」と示されております。

これを受け、このたびの事案につきましては、ご遺族の意向を確認するために市教育委員会から面談の依頼を複数回重ねてまいりましたところ、昨年末にご遺族から意思表示があり、以後、代理人弁護士を介して、ご遺族の意向を伺いながら対応を進めており、調査の趣旨、調査組織の構成、調査にはどの程度の期間を要するかなどを説明してまいりました。

また、本年1月13日の第1回調査組織会議において、市教育委員会から調査委員の方々に対し、可能な限り、ご遺族の意向を尊重した調査を進めていただくよう依頼したところであり、これを受け、同組織ではご遺族の要望に十分に配慮しながら調査を進めておられます。

市教育委員会といたしましては、今後も、調査の方向性や手法、進捗状況等を適宜お伝えするなど、ご遺族の心情に寄り添いながら、公正・中立な調査が円滑に行われるよう努めてまいりたいと考えております。

（問）北部中学校の事案について、どのように学校、教育委員会が対応したのか、教育長に問う。

＜学校教育課：教育長答弁＞

（答）お尋ねの学校側からご遺族への説明を含め、このたびの事案に関する学校及び市教育委員会の一切の対応等につきましては、今後、調査組織における調査対象となり得るものと考えられますことから、現段階では調査に予断を与えることにもなりかねないため、詳細について申し上げることは控えさせていただきます。

③自由民主党 久保 大憲 議員（3月9日）

（問）いじめ防止対策推進法第23条第2項による調査結果の報告の徹底について問う。

＜学校教育課：事務局長答弁＞

（答）いじめの事実の有無にかかわらず、学校から事案の報告が、速やかに、かつ、着実になされることで、法や福祉の専門家、関係機関と連携し、客観的な視点からの内容の精査が可能となることから、市教育委員会では、いじめを認知した場合だけでなく、いじめが疑われるような場合においても、法に基づき、速やかに第一報を入れるよう各学校に指導してきております。

こうした考えのもと、先月10日の定例校園長会においては、教職員全員がいじめの定義を正しく理解し、「いじめの認知漏れはないか」という危機意識をもって、

- ・児童生徒及び保護者の訴えを真摯に傾聴し、いち早く被害児童生徒の安全を確保すること
- ・事実関係の調査・確認を迅速に行うこと

・いじめの兆候や訴えが確実に管理職に報告されるよう、報告・連絡・相談及び組織対応を徹底すること

について、改めて周知するとともに、各校のいじめ防止基本方針を再確認し、児童生徒がいじめを受けていると思われるときは、速やかに事実確認を行い、その結果を市教育委員会に漏れなく報告することを徹底するよう指示したところであります。

市教育委員会といたしましては、今後も引き続き、定例校園長会や各種研修会等の機会をとらえて、法の趣旨に基づいた行動を確実に行うよう、繰り返し指導・助言に努めてまいりたいと考えております。

(問) 第23条第2項による調査でいじめが確認できなかった場合の対応について問う。

<学校教育課：事務局長答弁>

(答) 文部科学省が策定した「いじめの防止等のための基本的な方針」では、「調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して説明する」と示されており、各学校では調査の結果、いじめが確認できなかった場合であっても、いじめを受けたと感じている児童生徒とその保護者に対し、精神的な苦痛に配慮しつつ、丁寧な説明を行っております。

こうした中で、学校からの「いじめが確認できない」との説明と、いじめを受けたと感じている児童生徒の訴えが相反する場合、市教育委員会では、他の事案と同様、必要に応じて、富山市いじめ調査委員会の委員やスクールロイヤー、警察等の関係機関等から、適切な助言や協力を得るなどして、学校からの報告の客観的な精査に努めているところであります。

その上で、学校の調査が不十分であると判断した場合には、市教育委員会が学校へ再調査について指導・助言したり、事案の内容によっては、市教育委員会が主体となって調査を行い、児童生徒とその保護者に対し、意向を伺った上で、調査によって明らかとなった事実関係、及びその他の必要な情報を適切に提供することとしております。

一方、各学校においては、いじめを訴えた児童生徒へのケアを最優先にした対応として、電話連絡や家庭訪問を勤務時間外である夜間にも行ったり、傷ついた心のケアを行うカウンセリングを、担任はもとより、養護教諭、臨床心理士等が組織的に継続して行っております。

また、こうした支援を進めても、児童生徒の動揺が大きく、精神的に不安定になっている場合には、医療機関の受診を保護者に勧めたり、市教育委員会からは、臨床心理士やスクールソーシャルワーカーを派遣し、当該児童生徒のケアに努めることとしております。

(問) いじめの重大事態の再調査結果について問う。

<学校教育課：事務局長答弁>

(答) 市教育委員会では、昨年11月24日に臨時校園長会を開催し、いじめの重大事態はもとより、疑いがあるものについても幅広く捉え、詳細に報告するよう再点検を指示いたしました。

これを受け、各学校では、病気・不登校・保護者の教育に関する考え方等の理由により30日以上長期欠席をしている児童生徒一人一人の状況把握が的確であるか、欠席

理由を誤って認識していないか、また、発生から現在に至るまでの期間で理由が変化していないかという視点に立って、事案内容の再点検を行いました。

こうした、各学校での再点検と合わせ、市教育委員会においても、長期欠席児童生徒の一人一人の現況や欠席理由を精査したところ、重大事態または重大事態の疑い事案として、新たに4件が確認されました。

(問) 重大事態が見落とされていた理由と再発防止策について問う。

<学校教育課：事務局長答弁>

(答) 教職員がいじめを発見したり、児童生徒や保護者等から、いじめの訴えがあった場合には、学校において速やかに調査を行っており、事実関係を児童生徒とその保護者に伝えております。

しかしながら、これまで報告された事案の中には、

- ・調査に際して当該児童生徒から聴き取りを行うことができないもの
- ・調査をしたものの、限られた証拠や証言の範囲では、いじめの事実を具体的に確認することができないもの
- ・欠席といじめの因果関係が明確に把握できないもの

等、いじめとして判断しづらいケースがあり、重大事態の疑いが潜んでいながらも、重大事態として認識するには至らなかったものと考えております。

市教育委員会といたしましては、今後とも校園長会や生徒指導主事研修会等をとおして、いじめの重大事態として疑わしいものについても幅広く捉え、躊躇なく報告するよう、引き続き指導してまいりたいと考えております。

(問) 新たに発覚した重大事態の今後の対応について問う。

<学校教育課：事務局長答弁>

(答) 各学校から、疑いを含め、いじめの重大事態として報告を受けた事案につきましては、事実関係の調査を継続しているものや、調査を終えているもの等、その対応の段階は様々であります。いずれのケースにおきましても、各学校においては、児童生徒の不安に寄り添い、被害児童生徒を徹底して守り通すことを伝えるなど、心のケアを最優先にした対応を行っております。

具体的には、不登校の状態となっている児童生徒や保護者の思いに寄り添い、加害児童生徒との関係修復を図りながら、いじめの解消に努めるとともに、

- ・担任をはじめ養護教諭、学年主任等、児童生徒と関係ができていない教員による電話連絡や家庭訪問
 - ・スクールカウンセラーによる面談やスクールソーシャルワーカーによる訪問相談
- 等、児童生徒や保護者とのつながりを継続し、心に寄り添い、登校復帰に向けた支援を根気よく行っているところであります。

市教育委員会といたしましては、今後とも各学校が調査した内容及び不登校児童生徒の状況を踏まえて、児童生徒が一日でも早く学校に復帰できるよう、

- ・臨床心理士等の派遣
- ・支援・対応を検討するケース会議等での指導・助言
- ・専門家や関係機関との連絡・連携

等を行い、事案の内容や不登校児童生徒の実情に応じた対応を学校が適切に行うことができるよう、引き続き支援に努めてまいりたいと考えております。

(問) 重大事態が発生した場合、被害児童生徒・保護者が希望した場合や、学校の主張が相反する場合は調査主体を教育委員会が担うべきと考えるが、見解を問う。

＜学校教育課：事務局長答弁＞

(答) いじめ防止対策推進法第28条によれば、「重大事態への対処及び発生防止に資するため、学校の設置者（この場合は教育委員会を指す）又はその設置する学校の下に組織を設け調査を行うものとする」と規定されております。

また、文部科学省策定の「いじめ防止等のための基本的な方針」によれば、「事案の調査を行う主体や、どのような調査組織とするかについては学校の設置者が判断する」とされております。

さらには、「従前の経緯や事案の特性、いじめられた児童生徒または保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では十分な結果を得られないと判断した場合や、学校の教育活動に支障が生じる恐れがある場合は、学校の設置者において調査を実施する。」とされております。

加えて、同じく文部科学省策定の「不登校重大事態に係る調査の指針」では、調査主体の決定について、「調査は主としていじめ解消と対象児童生徒の学校復帰の支援につなげるためのものであり、校内の日常の様子や教職員・児童生徒の状況は学校において把握していることを踏まえると、調査に際して学校の果たす役割は大きく、学校が調査に当たることを原則とする」と示されております。

これらを踏まえ、重大事態を認知した際には、学校において即時に対応するとともに、教育委員会における調査について、適時・適切に判断し対処してまいりたいと考えております。

(4) イエナプラン的教育について

①富山市議会自由民主党（代表） 舍川 智也 議員（3月3日）

(問) 「イエナプラン的教育推進事業費」の具体的な内容について、見解を問う。

＜学校教育課：教育長答弁＞

(答) イエナプラン教育の理念やエッセンスは、現行の学習指導要領に示されている「主体的・対話的で深い学び」や中央教育審議会答申で示された「個別最適な学びと協働的な学び」の実現、さらには、本市が目指す「主体性のある子どもの育成」にも合致することから、市教育委員会におきましては、その効果について調査研究を進めてきたところであり、今後、本市の全小・中学校への理念やエッセンスの導入を目指し「イエナプラン的教育推進事業費」を本定例会に令和5年度当初予算案として提案したところであります。

今後の取組みの具体的な内容とその目的につきましては、

- ・イエナプラン教育の本場であるオランダの学校を視察し、教育活動を参観するとともに、教室の造りや教具等の学習環境及びカリキュラムについて現地教育関係者との意見交換を行うことで、本市の学校教育に則したイエナプラン的教育の推進を具体的に

検討する

- ・学校関係者、保護者等を対象にイエナプラン教育に造詣が深いオランダの講師、大学教授等による基調講演やシンポジウムを行うことにより、イエナプラン教育への理解の醸成を図る
 - ・教員を対象に、オランダの講師によるオンラインでの講話やイエナプラン的教育実践研究校に位置付けている市内の小・中学校で授業公開等を開催し、教員の意識改革や実践力を高める
 - ・日本国内におけるイエナプラン認定校やイエナプラン的教育の先進校を視察し、本市に合ったカリキュラム編成等の参考にする
- などの事業を行うこととしております。

(問) イエナプラン的教育について、今後どのように取り組んでいくのか。

<学校教育課：教育長答弁>

- (答) 今年度は、小規模校を中心とする22校のイエナプラン的教育実践研究校を対象に、オランダの講師によるオンデマンド研修会を実施するとともに、同様の動画を市内全小・中学校の教員に対しても配信し、
- ・子どもが自分の理解深度に応じて学習計画を立て、自分に合ったペースや場所、方法を自己決定して学びを進める自由進度による学習
 - ・多様な関わり合いでの学びをねらいとする異年齢合同学習
 - ・教科の枠を超え、普段の学習から得た知識を活用しながら子ども同士が協働して学ぶ問題解決的な学習

などのイエナプラン教育の理念や期待される教育効果及び具体的な取り入れ方等を示すことで、理解の醸成を図るとともに、各学校に対し、イエナプラン的教育の積極的な導入の検討を働きかけてまいりました。

一方、令和5年度につきましては、実践研究校の中からモデル校を選定し、イエナプラン的教育の実践を進めるとともに、市内小・中学校において現在行っている教育活動にイエナプラン教育のエッセンスを取り入れることができるよう、校内研修の中核を担う教員はもとより、年次研修の機会やオンデマンド配信などを活用し、全教員を対象とした研修についても実施してまいりたいと考えております。

とりわけ、研修におきましては、他都市の先進校視察による情報提供を行うことに加え、情報交換の場を十分に設けることなどにより、イエナプラン教育の理解の醸成と教員の意識改革を促し、各学校の特色に応じた取組みと授業改善を支援してまいりたいと考えております。

また、教員をはじめ、保護者や市民を対象とするシンポジウムの開催を通して、イエナプラン教育の理念について、全市的な理解の醸成を図ってまいります。

さらには、モデル校を中心とした実践から見えてくる成果や課題、取組みの状況等を把握、整理し、本市の学校教育に則したイエナプラン的教育のあり方についてさらに検討を重ねるなど、5年・10年後の全ての学校におけるイエナプラン的教育の導入に向けた取組みを着実に進めてまいりたいと考えております。

(5) 金融教育について

①富山市議会自由民主党 高田 真里 議員（3月6日）

(問) 金融教育について小・中学校においてはどのように位置づけられ、実施されているか、現状を問う。

＜学校教育課：教育長答弁＞

(答) 金融庁が提唱する「金融教育」は、小・中学校の学習指導要領には位置づけられておりませんが、各学校では社会科、生活科、家庭科、道徳科等の関連の深い教科や特別活動等において、児童生徒が消費、経済、金融、貯蓄、労働等の活動や働きについての基礎的な知識を身に付けるとともに、金銭の役割や働くことの意味、望ましい消費生活や将来設計などについて、自己の課題として考えようとする意欲と能力、態度を養う教育に取り組んでおります。

まず、小学校では、

- ・ 3年生の社会科において、スーパーマーケットを取り上げ、販売の仕事は、消費者の多様な願いを踏まえるとともに、売り上げを高めるよう、工夫して行われていることに気付き、理解すること
 - ・ 5年生の家庭科において、買い物の経験を基に、適切な物の選び方や使い方を考えるとともに、収入と支出のバランスを考えた計画的な金銭の使い方について理解すること
 - ・ 道徳科において、本当に欲しいものを考えることで、物や金銭を大切にする道徳的判断力や心情及び態度を育むこと
- 等を学年の発達段階に応じて学習しております。

また、中学校では、

- ・ 社会科において、身近な消費生活の他、ライフプランに合わせた預金や債務といった資産形成の在り方や金融商品のリターンとリスク、企業における資本と利益の仕組みなど、金融の仕組みと働きについて理解すること
- ・ 家庭科において、購入方法や支払い方法、売買契約の仕組みを学び、計画的な金銭管理の必要性や消費者の権利と責任について理解すること
- ・ 「社会に学ぶ『14歳の挑戦』」における職場体験活動を通して、労働の対価として支払われる賃金の価値や重みについて触れ、考えること

等を学習しており、小・中学校の9か年を通して、消費に関する教育等に取り組んでいるところであります。

その他に、一部の小・中学校においては、総合的な学習の時間に、学校田や畑で栽培した米や野菜をバザーなどで販売する活動の過程において、必要経費を考慮した価格の設定や購入してもらうための工夫を考え、金銭の価値や販売の仕組みを学んでおります。また、家庭科や特別活動において、金銭・金融教育として企業が企画・運営している出前講座を活用した授業も行っているところであります。

(問) 金融教育の必要性と今後の展開について、見解を問う。

＜学校教育課：教育長答弁＞

(答) 近年、お金の価値や金融に関する知識・理解や判断力の不足により、幼少年代にはオンラインゲームにおける多額の課金にともなうトラブルが発生しているほか、望ましい消費生活や自己の将来設計がままならず、ニートや引きこもり、詐欺被害、多重債務による自

己破産、さらには、少子化問題を一層助長する要因となっているとも言われております。

また、平成28年に施行された「消費者教育推進法」においては、基本理念に「消費者教育は、幼児期から高齢期までの各段階に応じて体系的に行われるとともに、年齢や障害の有無その他の消費者の特性に配慮した適切な方法で行わなければならない」と規定されているところであります。

社会を取り巻く環境が大きく変化する中で、従来の現金支払いだけでなく、キャッシュレス決済の普及、資産形成のための株式投資や投資信託等といった金融を取り巻く環境も複雑化、多様化しているところであり、市教育委員会といたしましては、これからの時代を生き抜く子どもたちが、金銭についての知識を正しく身に付け、より豊かな生活や社会づくりに向けて、主体的に判断し、行動できる力を育むため、早い時期から発達段階に応じた金融や消費者に関する教育を継続してまいりたいと考えております。

(問) 高齢化社会を生き抜くための取組について、大人世代への金融リテラシー習得機会の創出が必要と考えるが、見解を問う。

＜生涯学習課：教育長答弁＞

(答) お金やお金の流れに関する知識や判断力、いわゆる金融リテラシーは、社会の中で経済的に自立し、しっかりと生きていくために欠かすことのできないものであり、そのためには、日々の生活の中で金融や経済に関し、自ら学び、考え、主体的に判断、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力（生きる力）が必要であると、国においてもホームページ等で周知が図られているところであります。

こうした中、本市では、これまでも富山市民大学の「暮らしの実学」等におきまして、「金融取引の基礎知識と金融トラブル」や「財産と法律」をテーマとする講義を行っているところであります。

また、富山財務事務所や富山県金融広報委員会から、財政や経済、金融といったテーマに関する講師の派遣や出前講座の案内があった際には、適宜、市立公民館に情報提供してきたところであり、市立公民館では、「公民館ふるさと講座」において、金融広報アドバイザーを講師に招き、「金融教室」や「相続税と贈与税の基礎知識」などの講座を開催しております。

市教育委員会といたしましては、市民の皆様の生涯学習支援として、大人世代への金融リテラシー習得につながる機会の創出に、引き続き努めてまいりたいと考えております。

(6) 命などに関する教育について

①公明党（代表） 松尾 茂 議員（3月6日）

(問) 学校における「生と死」の教育の取組みについて、見解を問う。

＜学校教育課：教育長答弁＞

(答) 議員お尋ねの「生と死の教育」は、昨年12月に文部科学省が改訂した「生徒指導提要」において、児童生徒の自殺予防につながる取組みの一例として、これまでの「生命を尊重する教育」に代わって掲載されたものであります。また、改訂に関する協力者会議のヒアリング資料においては、子どもの自殺の特徴として「死への親近性」や「大人と異な

る死生観」が示されており、児童生徒の命の重みに関する感受性が弱まっていることが危惧されるものであります。

現在、各学校における「生と死の教育」に関連する教育といたしましては、本市のすべての学校において、これまでの「生命を尊重する教育」を継続して行っており、各教科や道徳、特別活動など全教育活動を通して自他の命の尊さや今後の生き方について考える指導を行っております。

また、命の大切さをより強く子どもたちに伝えるため、助産師等から命の尊さについて学ぶ「いのちの授業」や、乳幼児と直接ふれあう保育所訪問など、多様な体験活動なども適宜取り入れて指導にあたっている学校もあります。

市教育委員会といたしましては、生徒指導提要に示された「生と死の教育」についての理解を促すとともに、各学校の実情に応じた命の大切さに関する指導の改善、充実がより一層図られるよう、指導してまいりたいと考えております。

(問) 「SOSの出し方に関する教育」の取組みについて問う。

＜学校教育課：教育長答弁＞

(答) 近年、全国的に自殺者全体の総数は減少傾向にあるものの、自殺した児童生徒数は増加傾向にあることから、国では、平成29年7月の自殺総合対策大綱において、「命や暮らしの危機に直面したとき、誰にどうやって助けを求めればよいかの具体的かつ実践的な方法を学ぶと同時に、つらいときや苦しいときには助けを求めてもよいということを学ぶ教育」として、議員ご指摘の「SOSの出し方に関する教育」が示されたものであります。

こうした状況を踏まえ、市教育委員会では、市内小中学校の全教員に配付している富山市学校教育指導方針において、

- ・児童生徒に対しては、辛いときや苦しいときには周囲の大人に助けを求めること
- ・教員に対しては、命や生活の危機に直面したとき、誰に、どうやって助けを求めればよいかを指導すること

を継続的に取り上げ、指導の徹底に努めております。

これを受けて、各学校においては、道徳科をはじめ各教科、特別活動等、あらゆる教育活動を通して、自他の命を尊重するとともに、児童生徒が困ったときには、担任だけでなく、相談しやすい先生や身近にいる大人に遠慮することなくSOSを出すよう指導を行っております。

市教育委員会といたしましては、教職員が児童生徒と確かな信頼関係を構築するとともに、保護者や臨床心理士等と適切に連携し、見守りを行っていくことで児童生徒の不安や悩みの早期発見・早期解消が図られるよう、引き続き各学校に対し指導・支援してまいりたいと考えております。

②富山市議会自由民主党 田辺 裕三 議員（3月7日）

(問) 学校現場での命の大切さを倫理・道徳面で、どのように指導教育しているのか。また、命を繋ぐことの大切さをどのように教育しているのか。

＜学校教育課：教育長答弁＞

(答) 議員お尋ねの、命の大切さや命をつなぐことの大切さについては、小・中学校において、

道徳科を中心に学校の教育活動全体を通じて指導に努めております。

小・中学校における道徳科の学習では、

- ・小学1年生では、誕生日を祝う理由を考え、話し合うことで、自分の命が多くの人に支えられていることに気づく
 - ・4年生では、多くの人々が一人の命を救った話をもとに、命の尊さについて考える
 - ・6年生では、命が人とのつながりの中にあるかけがえのないものであることを理解する
 - ・中学生では、他者の生き方を通して、命の尊さや限りあることを理解する
- などの指導を行っております。

また、道徳科以外の学習では、小学校におきましては、

- ・生活科や総合的な学習の時間に、自身が生まれたときの様子について、家族にインタビューし、それを基にして、祖先も含めた自分史をレポートにまとめて発表することなどを通して、自身の命は脈々と受け継がれてきた尊い命であることを理解する
- ・5年生理科では、人が母体内で成長して生まれることを映像や模型、その他の資料を活用して調べたり、学校全体でニワトリなどの動物を育てるなどして、生命の発生や成長について体験的に学習する

などの教育活動に取り組んでおります。

一方、中学校におきましては、保健体育科の授業で、

- ・心身の発達と心の健康を取り扱い、受精や妊娠の仕組みはもとより、生命をはぐくんでいくために、心の成熟や経済的・社会的自立の必要性について学んだことを踏まえて、今後、自分自身がどのように生きるかを考える
- ・産後間もない母親を講師として迎え、児童生徒が妊娠から出産までの体験について話を聞いたり、連れてきていただいた乳幼児と直接触れあうなど、今後、自分も親となり、命をはぐくむ可能性を秘めた一人であることを実感する

などの教育活動に取り組んでおります。

このように、各学校におきましては、発達段階に応じた計画的な教育活動を通して、児童生徒が命の連続性の中に自らの生命が位置づいていることに気づくとともに、命が限りあるものであることについて理解を深め、かけがえのない命を尊重する心をはぐくんでいくよう努めております。

(問) 両親や周りの人たちに感謝することの大切さや、自分の境遇や環境を前向きに捉える大切さをどのように指導・意識づけをしているのか。

＜学校教育課：教育長答弁＞

(答) 両親や周りの人たちに感謝することの大切さや、自分の境遇や環境を前向きにとらえる大切さについては、道徳科を中心として学校の教育活動全体を通じて指導に努めております。

小・中学校における道徳科の学習では、

- ・日々の生活が多くの人々の支え合いや助け合いで成り立っていることに感謝し、それに応えること
- ・自己を見つめ、自己の向上を図るとともに、個性を伸ばして充実した生き方を工夫すること
- ・より高い目標を設定し、その達成を目指し、希望と勇気を持ち、困難や失敗にくじける

ことなくやり遂げること
等を観点とした内容の指導を行っております。

また、道徳科以外の学習では、

- ・学習発表会や卒業式等を通じ、保護者や地域の方、同級生や下級生に感謝の気持ちを伝えることで、思いやりと感謝の心をはぐくむ
- ・日々の学校生活や学び合う授業の中で、多様な価値観に触れて考えを見直したり、意見がぶつかったときに粘り強く交渉し調整する力や、失敗しても挑戦することで、仲間と協力しながらやり遂げる力を身につける
- ・児童会活動や生徒会活動等の特別活動に自主的、実践的に取り組むことで、やりがいや達成感を感じ、自己有用感を高める
- ・地域の起業家や職業人を招いての講演会を通じて、将来を見つめ、夢と希望をもって挑戦しようとする意欲を高める

など、日々の教育活動を通して、児童生徒が必要な資質、能力を身につけていけるよう努めております。

いずれにいたしましても、市教育委員会といたしましては、これまでと同様に、道徳科はもとより、教育活動全体を通して、他者への感謝の心をもってよりよい人間関係を築き、多少の困難があってもくじけることなく、予測困難な社会を力強く生き抜くことができる児童生徒の育成が図られるよう、各学校を指導・支援してまいりたいと考えております。

(7) 部活動の地域移行について

①自由民主党 金岡 貴裕 議員 (3月9日)

(問) 本市における令和4年度の部活動の地域移行の取組みの進捗と今後の見通しについて問う。

＜学校教育課：事務局長答弁＞

(答) 本市における休日の部活動の地域移行につきましては、今年度、

- ・市内全中学校を対象とした「休日の部活動の地域移行に関する調査」の実施
 - ・大沢野中学校における実践研究の取組み等に関する市内全中学校への情報提供
- に取り組んだところであります。

まず、市内中学校教員に対して行った調査におきましては、

- ・休日の部活動指導の軽減が図られ、働き方改革の一助となる
- ・指導者並びに活動する施設・設備の確保ができないため、移行が難しい部活動が多い
- ・指導の一貫性を考え、休日も部活動指導にかかわりたい

など、様々な意見が寄せられました。

また、市中学校長会等において、今ほど申しました調査の結果や大沢野中学校での実践研究の成果や課題について、情報提供を行ったところ、

- ・学校と地域クラブとの間を取りもつコーディネーターや外部指導者の人材バンクの必要性
- ・大会への参加条件が競技毎に異なることについて戸惑う生徒や保護者への対応
- ・地域移行を各学校が主体となって進めることへの不安

等といった、学校が抱えている課題も見え、これらから、休日の部活動の地域移行が一朝一夕に進められるものではないことがより明らかとなりました

こうしたことから、市教育委員会といたしましては、達成時期を一律に定めないとした国の動向も注視しつつ、休日の部活動の地域移行に関し、より一層連携を深めるため、今後、行政と関係団体、学校関係者等による協議会を設置し、課題の解決と必要な施策について協議してまいりたいと考えております。

②気魄 谷口 寿一 議員（3月10日）

（問）今年度の取組みによって明らかとなった課題とその対応に向けた方針を問う。

＜学校教育課：事務局長答弁＞

（答）今年度の「休日の部活動の地域移行」に関する取組みにおいて、まず、大沢野中学校での実践研究における「生徒や保護者を対象としたアンケート」からは、主なものとして、

- ・部活動顧問と地域クラブ指導者の指導の違いに生徒が戸惑うことがあった
- ・地域クラブの練習が勝利至上主義的に過熱することにより、そのことまでを求めている生徒が、部活動自体に加入しなくなっていくのではないかと
- ・活動の参加費や送迎など、保護者の負担が増えると困る

などといった意見が挙がっております。

また、実践研究における「指導者連携委員会」の場では、地域クラブ側からの主な見解としまして、

- ・学校以外の施設だけでなく、学校施設自体の活用を拡大する必要がある
- ・持続可能な運営を維持するための人材の確保が困難である
- ・地域クラブ指導者の確保のためには報酬も保障することが必要ではないかなどがありました。

さらに、市内中学校への部活動に関する実態調査においては、

- ・部活動指導にやりがいを感じつつも大きな負担を感じている
- ・指導者並びに活動する施設・設備の確保ができないため、移行が難しい部活動が多い
- ・指導の一貫性を考え、休日も部活動指導にかかわりたい

などといった教員の意識も改めて把握したところであります。

市教育委員会といたしましては、こうした生徒や保護者をはじめとして、地域クラブや学校側からの意見や見解から、休日の部活動の地域移行における当事者間での情報共有や相互理解といった課題についても認識したところであります。

また、その対応としましては、

- ・教員や外部指導者を対象とした部活動やクラブにおける適切な指導についての研修会の開催
- ・学校と地域クラブが互いの認識の共有を図り、よりよい連携について検討する協議会の設置

などに取り組むとともに、その経過等について、適宜、生徒や保護者への情報提供や意見の収集などを行いながら、当事者間での共通理解を図ってまいりたいと考えております。

(問) 学校教育における部活動の教育的意義と休日の地域移行との関係をどのように捉えているのか、教育長の見解を問う。

＜学校教育課：教育長答弁＞

(答) 部活動は、同じスポーツや文化等に興味・関心をもつ生徒の自主的・自発的な参加により行われるものであり、その教育的意義としましては、学習指導要領の総則等にも示されているように、体力や技能の向上はもとより、生徒同士や生徒と教員等の好ましい人間関係の構築を図ったり、生徒自身が活動を通して自己肯定感を高めることであります。

例えば、

- ・一つの運動や文化活動に継続的に取り組むことで、体力や技能の向上を実感し、自己肯定感が高まる
- ・顧問やコーチの指導の下、1つの目標に向かって、異なる学年や学級の生徒との複数年の活動を通して、連帯感や責任感をはぐくむとともに、多様な価値観をもつ他者との良好なかかわり方や人間関係の作り方を学ぶ
- ・大会やコンクールへの参加を通して、勝つ喜びや負ける悔しさを経験しながら、挑戦し、困難を乗り越える態度を身につける

など貴重な人格形成の場であり、学校教育の一環として重要な役割を果たしております。

今後、休日の部活動の地域移行を適正に進めていくためには、活動場所の確保に加え、何よりも部活動の教育的意義や児童生徒の発達を理解した指導者の確保が必要不可欠であり、さらに平日の指導にあたっている顧問と休日の活動を担う指導者との確かな連携を図ることで、専門性を有する指導者の指導がより一層効果的なものとなることを期待するところであります。

市教育委員会といたしましては、部活動の教育的意義を重視しながら、休日の部活動の地域移行を進めるために、生徒を中心に据え、平日と休日の部活動がうまくつながり、相乗効果が図られるよう、連携体制の構築について今後とも各学校を支援し、無理のない移行となるよう努めてまいりたいと考えております。

(8) 学校給食について

①日本共産党 吉田 修 議員 (3月9日)

(問) 小・中学校の学校給食費について、昨年当初、保護者負担を引き上げて、給食内容を改善するとしていたが、その後の物価高騰で提供内容に影響が出ることはないのか。

＜学校保健課：事務局長答弁＞

(答) 本市の学校給食におきましては、令和3年度までは、食材料費等の物価上昇に対して、主菜や果物のサイズを小さくする、炊き込みご飯の回数を減らす、旬の食材や地元の食材を安価な食材に代替するなどの対応をしておりましたが、令和4年4月からは、給食費を引き上げ、サイズや提供回数等の改善を進めたことで、従来の提供内容の水準に戻すことができっております。

お尋ねの、物価高騰による提供内容への影響につきましては、物価の先行きが依然として不透明な状況ではありますが、市教育委員会といたしましては、栄養バランスを十分に考慮し、安全・安心な学校給食の提供に引き続き努めてまいりたいと考えております。

(問) 新年度から学校給食費の保護者負担を年5,000円引き上げる方針は無償化の流れに逆行するものではないか。

＜学校保健課：事務局長答弁＞

(答) 今年度の学校給食費につきましては、国の交付金を財源に、あくまでも、物価高騰による子育て世代の負担軽減策のひとつとして、給食用食材を一括で発注、購入している公益財団法人富山市学校給食会に対し相当額の補助を行ったことにより、年額で5,000円減額となったものであります。

したがいまして、新年度において、昨年4月に改定した給食費自体を年額5,000円引き下げることが、先ほどお答えしたように、児童生徒の成長期に必要な栄養価の確保にとって、影響が懸念されるため、考えていないところであります。

(問) 市単独で学校給食費を無償化した場合の予算必要額を問う。

＜学校保健課：事務局長答弁＞

(答) まず、学校給食法第11条第2項では、学校給食費は、学校給食を受ける児童生徒の保護者の負担と規定されております。

このことを踏まえ、本市の全児童生徒約3万人の学校給食費を市が補助することによって無償化する場合には、年間で約18億円の費用が必要となります。

(問) 本市でも、学校給食費の無償化に踏み出すべきと考えるが、市長の見解を問う。

＜学校保健課：市長答弁＞

(答) これまで何度も答弁しましたとおり、学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費、修繕費、人件費、調理場の光熱水費、給食センターから各学校への配送費等、多額の経費を市が負担している中、食材料費分のみを学校給食費として、保護者にご負担いただいているところであります。

こうしたことから、市独自の補助による無償化については考えていないところであります。

②日本共産党 赤星 ゆかり 議員（3月10日）

(問) 小・中学校での給食用ニュージーランド産脱脂粉乳の使用から県産牛乳使用に切替えを求めるが、見解を問う。

＜学校保健課：事務局長答弁＞

(答) 本市の小・中学校の給食調理で使用しているニュージーランド産脱脂粉乳につきましては、公益財団法人富山県学校給食会が一括購入しており、シチューやクリーム煮などの副食の材料として活用しております。

このニュージーランド産の脱脂粉乳は、食品衛生法に基づく検査基準に適合した安全なものであり、食材利用時において、牛乳と比較した場合、脂肪分が少なく、カルシウムやビタミンB2、鉄分などの栄養素が多く含まれていることに加え、食材費としての価格も低いことから、引き続き使用してまいりたいと考えております。

市教育委員会といたしましては、学校給食費を保護者にご負担いただく中であって、安全・安心な食材を使用し、栄養価に配慮した学校給食の提供に、引き続き努めてまい

りたいと考えております。

(9) その他

①立憲民主市民の会（代表） 村石 篤 議員（3月6日）

(問) 近年の小・中学校教員の精神疾患による休職者数の現状と対策について問う。

＜学校教育課：教育長答弁＞

(答) 本市の小中学校教員の精神疾患による病気休職者数につきましては、令和元年度は13名、令和2年度は12名、令和3年度は17名、令和4年度は12名であり、近年、ほぼ横ばいとなっております。

これらのうち、今年度の休職者数を年代別に見ると、20代が4名、30代が2名、40代が4名、50代が2名であり、どの年代におきましても休職者がいる状況であり、また、主な原因といたしましては、学級経営や授業に関する悩み、保護者対応、職員間でのトラブルのほか、家庭に問題を抱えていたりするなど様々であります。

こうした精神疾患による休職の未然防止対策といたしましては、各学校においては、年休の計画的な取得に取り組むとともに、育児短時間勤務や育児時間、部分休業等の制度の活用を呼びかけるなど、ワークライフバランスの充実を図るよう教職員への働きかけを行っております。また、心のケアの一環として、日常的に、管理職や学年主任等が教員への声かけやヒアリングを行い、必要なサポートをするなど、風通しのよい職場づくりを心がけております。

加えて、労働安全衛生法に基づいたストレスチェックを実施し、高ストレス者として判定され、医師との面接を希望する教員に対しては、迅速に面接が行われるよう配慮しているところであります。

また、早期発見に関する取組みとしましては、今ほど申しました未然防止の対策とのつながりが深いものと考えており、各学校においては、精神疾患の兆候が見られた段階で業務上の負担軽減を図るとともに、市教育委員会に連絡し、市教育センター主催の「先生のための相談会」への参加を必要に応じて促し、臨床心理士から専門的な助言を行うことで、心の負担軽減も図っております。

一方、市教育委員会といたしましては、臨床心理士を学校に派遣し、カウンセリングを通してアセスメントを行うなど疾患が進行しないよう支援に努めているところであります。

さらに、現場復帰に関する支援といたしましては、管理職が本人と定期的に連絡を取り、復帰に向けた不安や希望を共有し、本人の健康状態や主治医の意見等を踏まえ、段階的に本来の職務内容に近づいていけるよう復職プログラムを作成・実施しており、その結果、今年度は2名の精神疾患の病気休職者が現場復帰を果たしております。

学校教育は、教師と児童生徒とのふれあいを通じて行われることから、市教育委員会といたしましては、教職員が心身ともに健康で教育に携わることができるようにすることが、子どもたちの人格の形成に極めて重要であると考えており、今後も教員の心のケアに努めてまいりたいと考えております。

(問) 子どもの参加による校則の見直しが必要と考えるが、これまで見直された校則の内容について問う。また、今後も子どもと教職員や地域の皆さんと見直していくのか。

＜学校教育課：教育長答弁＞

(答) 校則は、「生徒心得」や「生徒の約束」等の名称で定められており、頭髪や服装等の身だしなみ、持ち物や時間へのけじめなど、中学生として、ふさわしい学校生活の在り方について示しており、文部科学省の生徒指導提要には「校則は、各学校が教育基本法等に沿って教育目標を実現していく過程において、児童生徒の発達段階や学校、地域の状況、時代の変化等を踏まえて、最終的には校長により制定されるもの」と記載されております。

昨年度、本市の全中学校を対象に「直近5年間の校則等の見直しに関する調査」を行いましたところ、昨年度までに全ての学校において女子生徒の制服について見直しが行われ、生徒や保護者の意見を取り入れながら、スラックスが追加されております。

この他にも、複数の学校において

- ・男女共通の体操服のデザイン
- ・防寒着の色、形状、素材
- ・通学用の靴の色や形状
- ・靴下やインナーの色
- ・髪型

等、実情に応じた見直しが行われたと報告を受けております。

また、9つの中学校においては、学級会での討議や全校生徒へのアンケート、生徒会役員から意見を募るなど、生徒の参画による見直しが行われております。

市教育委員会としましては、校則の見直しに生徒が主体的に参画することは、校則の意義を理解し、自らよりよい学校をつくっていかうとする意識を醸成することにつながるとともに、身近な課題を自分たちで解決するといった教育的意義を有するものであると考えております。

一方、校則は時代の要請や社会常識の変化等を踏まえながら検討を進めていかなければならない側面もあることから、市教育委員会としましては、生徒の主体的な参画はもとより、PTA組織やコミュニティ・スクールの機能も生かしながら、学校や地域の実情に即した校則へと見直しが図られるよう、校園長会等で引き続き助言してまいりたいと考えております。

②富山市議会自由民主党 豊岡 達郎 議員（3月7日）

(問) 萩浦地区センター（公民館）と、富山北幹部交番との一体的な整備について問う。

＜生涯学習課：事務局長答弁＞

(答) 本市では、現在、市内82か所に社会教育法に位置づけられた市立公民館を設置しており、施設の再整備についての検討にあたっては、施設の老朽度合いや利用状況、建替え用地の確保などを総合的に勘案し、優先度を判断しているところであります。

議員お尋ねの萩浦地区センター・公民館と富山北幹部交番との一体的な整備につきましては、建設費や維持管理費の縮減、災害時における情報の共有、連携の強化などのメリットが考えられますが、その一方で、相互の建替え時期が異なることが想定され、また、県の整備方針も示されていないところであります。

市教育委員会といたしましては、公民館整備の方針を基本としながらも、必要に応じて、県施設の整備に関する動向も視野に入れ、本市にとって最もふさわしい施設の在り方を検討してまいりたいと考えております。

『令和5年度富山市学校教育指導方針』について

【学校教育課】

1 作成の趣旨

- (1) 各学校（園）が、今年度の富山市学校教育の方針や重点等の共通理解を図るための指針とする。
- (2) 各学校（園）が、教育指導における課題や改善事項を共通理解し、各教科等の指導における指針とする。
- (3) 学習指導の基礎・基本となる指導技術を共通理解する際の参考とする。

2 作成の観点

(1) 教育指導の重点事項

主体性のある子どもの育成

- ① 基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得
- ② 習得した知識・技能を活用した、思考力・判断力・表現力等の育成
- ③ 学習の基盤を形成している言語に関する能力の育成
- ④ 「確かな学力」の定着を図る規律ある学習態度の育成

(2) 第1章 学校（園）教育指導の中核となる14項目（一部抜粋）

- ① 「学校（園）経営」では、自他の命を大切にする指導の充実を図る。
- ② 「学習指導」において、「主体的・対話的で深い学び」の視点を取り入れた問題解決的な学習の過程を通して、「知識・技能」や「思考力・判断力・表現力等」をはぐくむ授業を充実する。
- ③ 「生徒指導」では、日ごろから子ども理解を着実に進め、問題行動の早期発見に努めるとともに、一人一人に応じた指導方針を確立し、保護者との連携を図る。
- ④ 「健康・安全に関する指導」においては、「食物アレルギー対応マニュアル」を活用するとともに、家庭と連携し、個に応じたきめ細かな指導を行う。
- ⑤ 「現職研修」では、教諭等の資質向上のための指標を活用して、教員一人一人がキャリアステージを自覚し、「個人研修課題」を設定するなど資質向上に努める。

(3) 第2章 教科等の指導

- ① 各教科等の身につける資質・能力と指導のポイントを参考として、具体的な授業改善に取り組む。
- ② 各教科等において「主体的な学び」となるよう、特に課題の自覚後の「考えをもつ」ための「情報収集」の場面に焦点を絞り、内容を刷新し見開きで小・中学校の指導例を掲載した。これらを参考とし、子どもが自分の課題解決のために、自己選択・自己決定しながら、解決していく学習となるように、改善を図る。

(4) 第3章 今日的な課題への対応

- ① 「いじめを許さない学校づくり」「不登校児童生徒への支援」の各項目では、「いじめの定義」「魅力ある学校・学級づくり」等、周知すべき内容を位置づけ、全教職員の共通理解の下、組織的に対応する。
- ② 「GIGAスクール構想の実現」では、校務や授業での「活用のポイント」を例示し端末のよさを感じて活用の推進を図る。

富山市大沢野生涯学習センター条例施行規則の廃止 について

[大沢野生涯学習センター]

(1) 趣旨

富山市大沢野生涯学習センター条例の廃止に伴い、同条例施行規則を廃止するもの。

(2) 施行期日

令和5年4月1日

企画展

わざ ぎ と いろ 色

技

と

いろ



2023年
4月15日(土)→7月2日(日)

休館日：5月29日(月)→6月4日(日)

開館時間：午前9時から午後5時(入館は午後4時30分まで)

観覧料：大人210円(170円)、高校生以下無料

※()内は、20名以上の団体料金

主催：富山市教育委員会 (富山市佐藤記念美術館)

富山市佐藤記念美術館

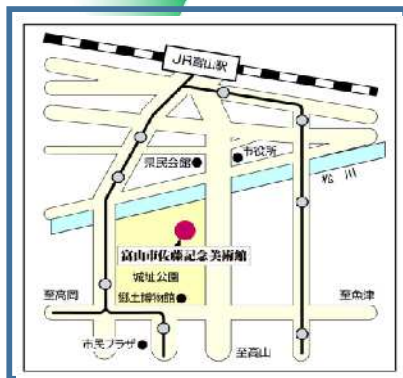
〒930-0081 富山市本丸1-33(富山城址公園内)
TEL. (076) 432-9031 FAX. (076) 432-9080

技 と いろ わざ to 色

企画展

富山ゆかりの工芸品・美術品には、色とりどりの魅力的な作品が数多くみられます。漆工品では一子相伝の白漆と色漆を用いる白蒔絵法により、動植物をいきいきと描いた城端蒔絵、金工品では、金・銀・銅など、色調の異なる金属を配色し、はめ込み、細かな図柄を躍動的に表した彫金作品などがあります。また、やきものでは、小杉青磁と呼ばれる艶やかで品のある緑色が特徴的な小杉焼、そして木工品では、多様な種類の木材を用いて、色や木目を組み合わせ、絵画的な表現をみせる富山木象嵌をあげることができます。それらの作品を見ると、作り手は卓越した技によって漆や貝、金属、土、木などの素材から多彩な色を生み出し、色ゆたかな表現へと結実させているのです。

本展では江戸時代から現代にかけて制作された富山ゆかりの工芸品から、巧みな「わざと色」で彩られた、心ひかれる作品をご紹介します。



【交通案内】

- 富山駅から徒歩 10 分
 - 市内電車「国際会議場前」下車 徒歩 3 分
 - 地铁バス「城址公園前」下車 徒歩 2 分
 - 富山空港より連絡バスで 20 分
 - 北陸自動車道 富山 I.C.より車で 15 分
- ◎当館に駐車場はございません。最寄りの駐車場(有料)は城址公園地下駐車場です。

【当館では、新型コロナウイルス感染症対策を実施しています。】

- ・入館の際には、手指消毒、手洗いなどの感染症予防にご協力をお願いします。
- ・展示室内の混雑緩和のため、やむを得ず入館制限を行う場合があります。



富山市佐藤記念美術館

〒930-0081 富山市本丸1-33(富山城址公園内)
TEL.(076)432-9031 FAX.(076)432-9080